

長 建 協 発 第 5 4 5 号
平成 2 8 年 3 月 2 5 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

派遣労働者に対する安全衛生教育の実施等安全衛生の確保について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 7 3 号）の施行に伴い、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 1 1 年労働省告示第 1 3 7 号）及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成 1 1 年労働省告示第 1 3 8 号）や、「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け基発 0 3 3 1 0 1 0 号）が一部改正されたところであります。

派遣労働者の安全衛生を確保するためには、派遣元事業主、派遣先事業主が各自、または両者が適切な連絡調整等に取り組む必要があることから、今般、厚生労働省において、別添パンフレットが作成されたところであります。

つきましては、同パンフレットについて、同省労働基準局安全衛生部安全課長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）第 4 条により、建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務）についての労働者派遣事業が禁止されているため、建設業務への労働者派遣を行ってはならないとされていることを申し添えます。